

利用者負担額（1号認定子ども）の素案について

現行の私立幼稚園保育料	国の新制度における利用者負担	本市の新制度における利用者負担
<u>応益負担</u> ・各園で独自に設定 ・保護者の負担軽減を図るため、所得に応じて、市が就園奨励費補助金を支給	<u>応能負担</u> ・世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、市が定める。 ・国が定める水準は、全国の私立幼稚園の保育料設定を基礎として、現行の幼稚園就園奨励費を考慮し設定	<u>応能負担</u> ・市内の私立幼稚園の保育料から、就園奨励費部分を除いた、保護者の実質負担の加重平均により設定
	<u>階層区分</u> ・現行の幼稚園就園奨励費の区分を基本として、保護者の税額により、5階層に区分	<u>階層区分</u> ・国が示す利用者負担基準（案）どおり5階層に区分
<u>軽減措置</u> ・多子世帯	<u>軽減措置</u> ・多子世帯 ・低所得世帯 母子世帯、在宅障がい者のいる世帯 その他特に困窮していると市長が認めた世帯	<u>軽減措置</u> ・多子軽減の現行の軽減措置を継続するとともに、国に準じて母子世帯等低所得世帯等の軽減措置を設ける。

なお、「公立幼稚園」は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、現行6,300円（月額）を、上記に準ずる扱いとする（ただし、経過措置を設ける。）。

1号認定子ども(教育標準時間認定を受けた子ども)の利用者負担額(月額)の素案

【国の現行】

料金体系なし



【国の新制度】

階層区分	定 義	利用者負担額
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)	9,100円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

【福山市の現行】

私立幼稚園
各園独自に設定
*市内23園の幼稚園保育料の平均額(月額)
約18,900円



【福山市の新制度】

階層区分	定 義	利用者負担額
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)	2,200円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	8,300円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	13,200円
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,200円

1号認定子ども(教育標準時間認定を受けた子ども)の利用者負担額(月額)の素案【公立幼稚園】

【現行】

区 分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)	0円
上記区分以外の世帯	6,300円

【2015年度(平成27年度)】

階層区分	定 義	利用者負担額
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)	1,000円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	6,600円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	8,400円
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	10,600円

【2016年度(平成28年度)以降】

階層区分	定 義	利用者負担額
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)	2,200円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	8,300円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	13,200円
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,200円

*利用者負担額の改定の前日において在園している子どもの保育料は、当該子どもが引き続き在園する場合には、卒園までの間、入園年度の利用者負担額の表を適用する。

利用者負担額（2号・3号認定子ども）の素案について

（1）現行の保育所保育料

ア 応能負担

入所世帯の家計に与える影響を考慮して保育費用の一部を徴収するもので、保護者の所得税額又は住民税額により決定している。

イ 階層区分

国は、児童の年齢により2分し、保護者の税額により8階層に区分している。本市においては、負担軽減のため、年齢は3区分とし、税額にあつては17階層に区分している。

ウ 軽減措置

母子世帯等又は在宅障がい者のいる世帯であつて、所得税非課税世帯について軽減措置がある。また、同時に就学前通所施設に通う児童がいる場合は、多子軽減措置がある。

（2）国の新制度における利用者負担

ア 応能負担

入所世帯の家計に与える影響を考慮して保育費用の一部を徴収するもので、保護者の住民税額により決定する。

イ 階層区分

国は、現行の負担水準を基本に、児童の年齢により2分し、保護者の税額により8階層に区分し、保護者の就労状況等により認定される保育必要量から「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されている。

ウ 軽減措置

母子世帯等又は在宅障がい者のいる世帯であつて、住民税の所得割額が48,600円未満の世帯について軽減措置がある。また、同時に就学前通所施設に通う児童がいる場合は、多子軽減措置がある。

（3）本市の新制度における利用者負担

ア 国の定める水準を基本に、負担水準が現行と同等となるよう利用者負担額を設定

イ 住民税による決定を行うこととし、階層区分の基準となる税額を設定

ウ 利用者負担額の均衡を図るため、階層区分を一階層追加

エ 国の第8階層への対応として、最大階層を一階層追加

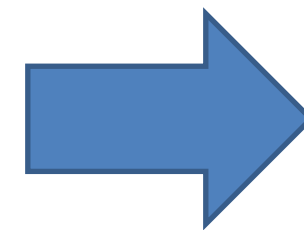
オ 「保育標準時間」と「保育短時間」に区分して利用者負担額を設定

カ 多子軽減等の現行の軽減措置を継続

2号認定子ども（保育認定を受けた満3歳以上の子ども）の国の利用者負担額（月額）の素案

【国の現行】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金（保育料）基準額
階層区分	定義	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯 16,500円
第4階層	40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上 413,000円未満
第7階層		413,000円以上 734,000円未満
第8階層		734,000円以上



【国の新制度】

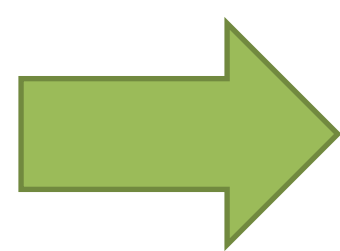
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間
階層区分	定義	3歳以上児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 6,000円	6,000円
第3階層		48,600円未満	16,500円
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	77,000円 (保育単価限度)
第8階層		397,000円以上	101,000円 (保育単価限度)

※保育単価限度・・・各施設の保育単価が上記の限度額を下回る場合は、保育単価を限度額とする。

2号認定子ども（保育認定を受けた満3歳以上の子ども）の福山市の利用者負担額（月額）の素案

【福山市の現行】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳児の場合	4歳以上児の場合
階層区分	前年分 所得税額	前年度分 市町村民税額	
A	生活保護世帯 中国残留邦人支援給付受給世帯		円 0
B	0円	0円	4,000
C1	0円	均等割額 のみ	9,400
C2	0円	所得割の額が 4,800円未満	11,100
C3	0円	所得割の額が 4,800円以上	12,700
D1	5,000円未満		14,400
D2	5,000円以上 8,800円未満		17,200
D3	8,800円以上 22,500円未満		20,600
D4	22,500円以上 31,300円未満		25,000
D5	31,300円以上 40,000円未満		27,000
D6	40,000円以上 47,500円未満		31,500
D7	47,500円以上 55,000円未満		31,500
D8	55,000円以上 62,500円未満		32,500
D9	62,500円以上 70,000円未満		32,500
D10	70,000円以上 103,000円未満		33,500
D11	103,000円以上 413,000円未満		34,000
D12	413,000円以上		36,000



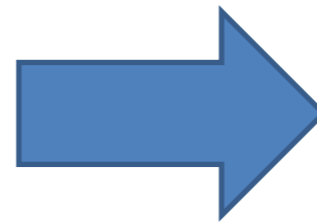
【福山市の新制度】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
階層区分	定 義	3歳児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	4歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,000	4,000	4,000	4,000
C1	A階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ	9,400	9,200	9,400
C2		所得割の額が4,800円未満	11,100	10,900	11,100
C3		4,800円以上 48,600円未満	12,700	12,500	12,700
C4		48,600円以上 56,800円未満	14,400	14,000	14,400
C5		56,800円以上 65,000円未満	16,500	16,100	16,500
C6		65,000円以上 73,000円未満	18,600	18,200	18,600
C7		73,000円以上 81,000円未満	20,600	20,200	20,600
C8		81,000円以上 89,000円未満	25,000	24,600	24,300
C9		89,000円以上 97,000円未満	27,000	26,600	26,500
C10		97,000円以上 111,400円未満	31,500	30,900	30,600
C11		111,400円以上 125,800円未満	31,500	30,900	30,600
C12		125,800円以上 140,200円未満	32,500	31,900	31,400
C13		140,200円以上 154,600円未満	32,500	31,900	31,400
C14		154,600円以上 169,000円未満	33,500	32,900	31,800
C15		169,000円以上 301,000円未満	34,000	33,100	32,200
C16		301,000円以上 397,000円未満	36,000	34,800	33,500
C17		397,000円以上	40,000	38,400	34,700

3号認定子ども（保育認定を受けた満3歳未満の子ども）の国の利用者負担額（月額）の素案

【国の現行】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（徴収金）基準額	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 9,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯 19,500円	
第4階層	40,000円未満	30,000円	
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	44,500円	
第6階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上 413,000円未満	61,000円
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)



【国の新制度】

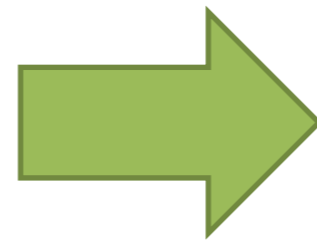
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳未満児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	
第3階層		48,600円未満	19,500円	
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	78,800円 (保育単価限度)
第8階層		397,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	102,400円 (保育単価限度)

※保育単価限度・・・各施設の保育単価が上記の限度額を下回る場合は、保育単価を限度額とする。

3号認定子ども（保育認定を受けた満3歳未満の子ども）の福山市の利用者負担額（月額）の素案

【福山市の現行】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（徴収金）基準額
階層区分	前年分 所得税額	前年度分 市町村民税額	3歳未満児 の場合
A	生活保護世帯 中国残留邦人支援給付受給世帯		円 0
B	0円	0円	4,800
C1	0円	均等割額 のみ	12,200
C2	0円	所得割の額が 4,800円未満	13,900
C3	0円	所得割の額が 4,800円以上	15,600
D1	5,000円未満		17,600
D2	5,000円以上 8,800円未満		20,400
D3	8,800円以上 22,500円未満		24,000
D4	22,500円以上 31,300円未満		26,500
D5	31,300円以上 40,000円未満		30,000
D6	40,000円以上 47,500円未満		32,500
D7	47,500円以上 55,000円未満		34,000
D8	55,000円以上 62,500円未満		37,500
D9	62,500円以上 70,000円未満		39,000
D10	70,000円以上 103,000円未満		44,500
D11	103,000円以上 413,000円未満		57,000
D12	413,000円以上		61,200



【福山市の新制度】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間
階層区分	定 義	3歳未満児 の場合	3歳未満児 の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	円 0	円 0
B	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,800	4,800
C1	A階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ 12,200	12,000
C2		所得割の額が 4,800円未満 13,900	13,700
C3		4,800円以上 48,600円未満 15,600	15,400
C4		48,600円以上 56,800円未満 17,600	17,200
C5		56,800円以上 65,000円未満 19,700	19,300
C6		65,000円以上 73,000円未満 21,800	21,400
C7		73,000円以上 81,000円未満 24,000	23,600
C8		81,000円以上 89,000円未満 26,500	26,100
C9		89,000円以上 97,000円未満 30,000	29,600
C10		97,000円以上 111,400円未満 32,500	31,900
C11		111,400円以上 125,800円未満 34,000	33,400
C12		125,800円以上 140,200円未満 37,500	36,900
C13		140,200円以上 154,600円未満 39,000	38,400
C14		154,600円以上 169,000円未満 44,500	43,900
C15		169,000円以上 301,000円未満 57,000	56,100
C16		301,000円以上 397,000円未満 61,200	60,000
C17		397,000円以上	80,000

福山市次世代育成支援対策推進行動計画の今後の在り方について

1 現在の計画

次世代育成支援対策推進行動計画

前期行動計画（2005年度（平成17年度）～2009年度（平成21年度））

後期行動計画（2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度））

2 計画の目的

少子化や核家族化の進行等，子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ，次代を担う子どもたちの健やかな育ちや自立の促進，さらに親自身の育ちを支援することにより，「みんなで創る子育てNo. 1 ONLY1のまち ふくやま」を実現する。

3 次世代育成支援対策推進法について

「次世代育成支援対策推進行動計画」（以下「次世代計画」という。）の根拠法令である「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）は，2015年（平成27年）3月31日までの時限立法とされていたが，2014年（平成26年）4月に「次世代法」の一部改正により，有効期限が10年間延長され，2025年（平成37年）3月31日までとなった。

また「新たな次世代計画」の策定については，「子ども・子育て支援法」における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の作成が義務化されたことに伴い任意化され，さらに，「次世代法」に基づく「次世代計画」と「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の双方を策定する場合には，一体の計画として策定することが可能となった。

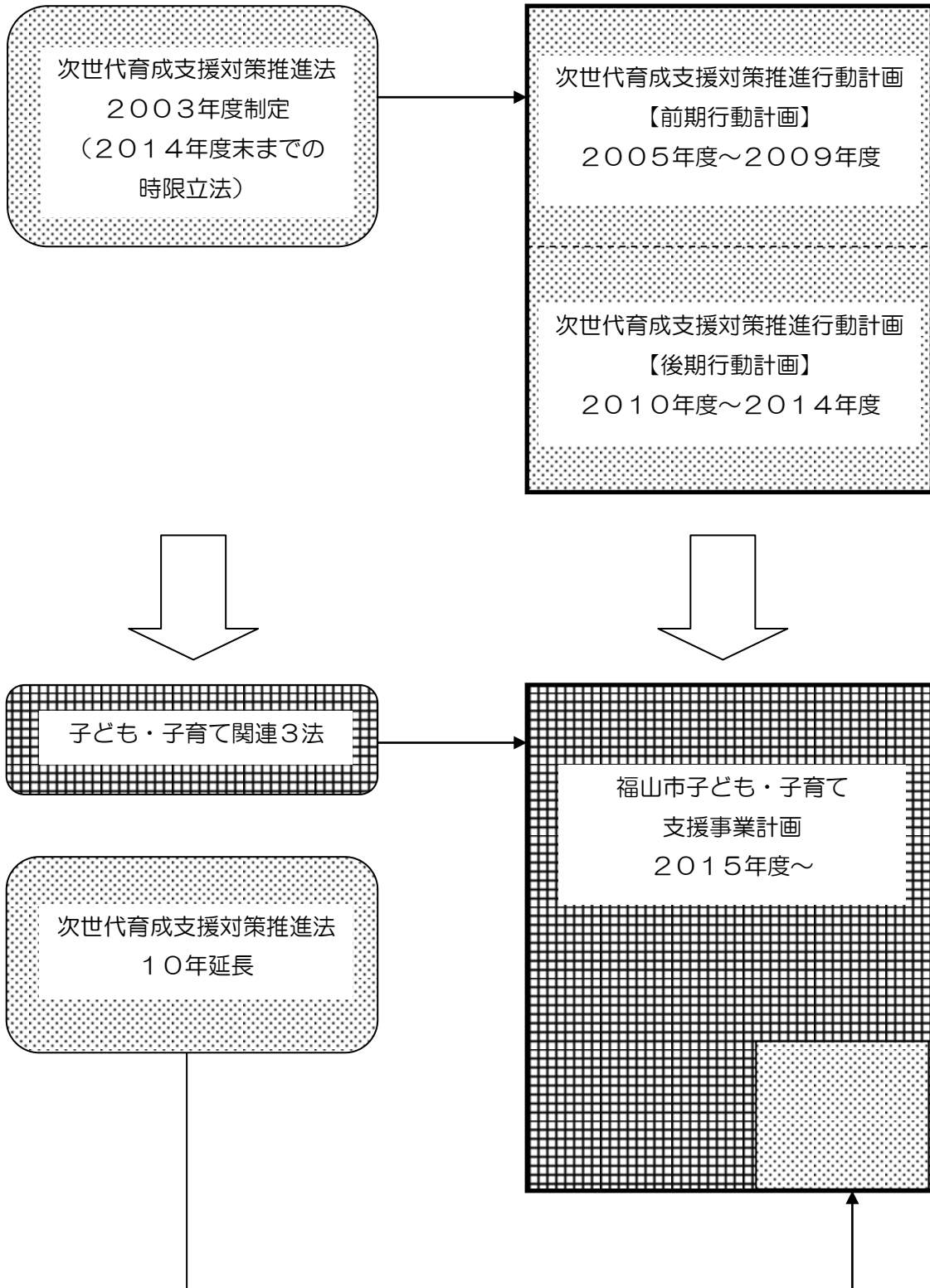
4 本市における方針

「次世代計画」の策定については，これまで義務化されていたものが努力義務に改められたことから，「子ども・子育て支援法」により策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」を「次世代計画」の後継計画として位置づけ，これまでの「次世代計画」の取組について総括をするなかで，「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定することとした。そのため，「新たな次世代計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を並行して行い，最終的に一体的な計画書としてまとめることとする。

5 計画の策定方法

「新たな次世代計画」については，現在策定中の「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定する。（「子ども・子育て支援事業計画」の中に「次世代計画」の内容を盛り込む。）計画期間は「子ども・子育て支援事業計画」にあわせる。

次世代育成支援対策推進法の延長に伴う
次世代育成支援対策推進行動計画のイメージ図

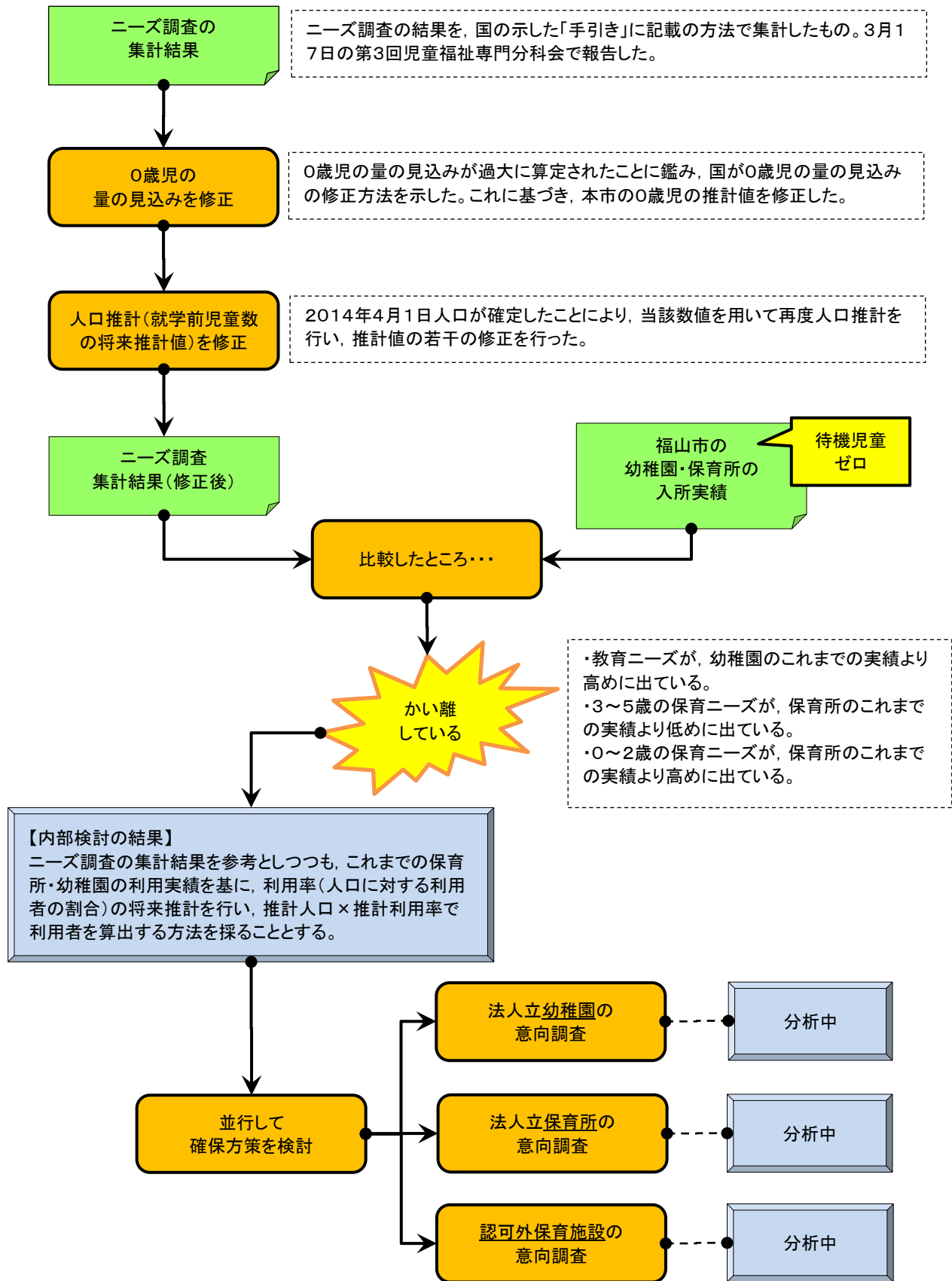


(仮称) 福山市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について

構成案	子ども・子育て支援法, 基本指針の根拠
第1章 計画の基本的な考え方 第1節 計画策定の背景と主旨	基本指針第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項
第2節 子ども・子育て支援新制度の概要 第3節 計画の法的根拠と位置づけ 第4節 住民参加と情報公開	法第六十一条(市町村子ども・子育て支援事業計画) 基本指針第三・一・6 他の計画との関係 基本指針第三・一・5 住民の意見の反映
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 第1節 統計による福山市の状況 第2節 サービスの提供状況 第3節 アンケート結果の概要	基本指針第三・一・3 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握
第3章 計画の基本理念 第1節 計画の基本理念 第2節 施策体系	
第4章 事業量の見込みと確保方策 第1節 教育・保育提供区域の設定	基本指針第三・二 基本的記載事項(必須項目) 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
第2節 教育・保育給付 (1) 保育認定 (2) 教育・保育認定者数の推計 (3) 教育・保育の量の見込みと確保方策 (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	基本指針第三・二 基本的記載事項(必須項目) 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
第5章 子ども子育ての環境整備 第1節 再整備計画 (1) 現状と課題 (2) 教育・保育施設のあり方 (3) 教育・保育施設の再整備	基本指針第三・二 基本的記載事項(必須項目) 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
第2節 法人・事業者との連携 (1) 法人・事業者との連携のあり方 (2) 法人立の施設・事業者のための施策	
第3節 その他の子ども・子育て家庭への支援 (1) 産後・育児休業後における特定教育・保育施設・特定地域型保育事業の円滑な利用の確保	基本指針第三・三 任意記載事項 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
(3) 労働者の仕事と家庭の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備と連携	3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

構成案	子ども・子育て支援法, 基本指針の根拠
<p>第6章 次世代育成支援のための諸施策（仮）</p> <p>基本方針1 子育て家庭に対する支援の充実</p> <p>基本方針2 安心できる母子保健の推進</p> <p>基本方針3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備</p> <p>基本方針4 子ども等の安全・安心の確保</p> <p>基本方針5 援助を必要とする子育て家庭への支援</p>	
<p>第7章 推進体制</p> <p>第1節 計画の推進に向けて</p> <p>第2節 財源の確保</p> <p>第3節 計画の見直し</p> <p>第4節 進捗状況の管理</p>	<p>基本指針第二・二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働</p> <p>基本指針第三・2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等</p>
<p>資料編</p> <p>第1節 策定の経過</p> <p>第2節 諮問・答申</p> <p>第3節 委員会要綱</p> <p>第4節 委員会委員名簿</p> <p>第5節 パブリックコメントの概要と結果</p>	

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について



※ 同様の方法で「量の見込み」を算出する事業

時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)、子育て援助活動支援事業(高学年)

**福山市事業量見込み
中間取りまとめに係る基礎数値**

幼児期の学校教育・保育

(1) 1号認定＋幼児期の学校教育の利用希望が強い児童 (認定こども園・幼稚園)

①全市

量の見込みについて

(単位:人)

		実績値		見込値				
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	1号認定	—	—	4,058	4,011	3,935	3,872	3,884
	幼児期の学校教育の利用希望が強い児童	—	—	1,410	1,394	1,376	1,352	1,355
	合計	4,677	4,628	5,468	5,405	5,311	5,224	5,239

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	1号認定	—	—	3,520	3,490	3,432	3,393	3,407
	幼児期の学校教育の利用希望が強い児童	—	—	1,217	1,214	1,199	1,170	1,185
	合計	4,677	4,628	4,737	4,704	4,631	4,573	4,592

確保方策	特定教育・保育施設 (確認を受ける施設)	—	—	1,675	2,625	3,215	3,575	3,575
	確認を受けない幼稚園	—	—	4,350	3,400	2,810	2,450	2,450
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	6,025	6,025	6,025	6,025	6,025

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	3～5歳	
家庭類型	1号認定	タイプC'：フルタイム×パートタイム(下限時間未満) タイプD：専業主婦(夫) タイプE'：パートタイム×パートタイム(下限時間以上) タイプF：無業×無業
	幼児期の学校教育の利用希望が強い児童	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて「幼稚園」または「認定こども園」を定期的に利用したいと回答した割合</p>	
補正の考え方	<p>●国の算出基準は、実績と比較してかなり高くなっていますが、これまでの入所申請・決定の状況等を勘案すると、極端な上昇は考えにくい。</p> <p>●以上のことから、国の算出基準を参考としつつ、区域ごとに、2010年度(H22年度)～2014年度(H26年度)の幼稚園児数を基に人口に対する利用者の割合(利用率)を算出し、その数値を基に計画期間内の利用率を推計し、推計人口に推計利用率を乗じて「補正算出」値を算定しました。</p>	
確保方策について	<p>●公立幼稚園の「受入可能人数」と、私立幼稚園の現段階での意向調査に基づいた「利用定員」(確認を受ける幼稚園)、「受入可能人数」(確認を受けない幼稚園)の合計値を供給量とし、確認を受ける施設と確認を受けない施設に分けて記載しています。</p>	
備考	<p>●実績値は、5月1日時点の公立、私立幼稚園児数</p> <p>(圏域分けの考え方)</p> <p>●多くの私立幼稚園が、園バスでの送迎により、市内広範囲の園児を受け入れていることから、市内全域で確保方策を検討することとし、圏域分けはしていません。</p>	

(2) 2号認定（認定こども園・保育所）

①全市

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	7,846	8,013	7,299	7,215	7,149	7,023	7,048

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	7,846	8,013	8,054	7,978	7,884	7,753	7,781
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

確保 方策	特定教育・保育施設	—	—	8,054	7,978	7,884	7,753	7,781
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	8,054	7,978	7,884	7,753	7,781

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	3～5歳
家庭類型	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「保育所」「認定こども園」「家庭的な保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他の認可外保育施設」「居宅訪問型保育」のいずれかを定期的に利用したいと回答した中から、「現在、幼稚園を利用している」人を除いた割合</p>
補正の考え方	<p>●国の算出基準は実績より低く算出されました。</p> <p>●これまでの実績・現状を勘案すると2号認定者の減少は考えにくいいため、区域ごとに、2010年度(H22年度)～2014年度(H26年度)の保育所入所児童数を基に人口に対する利用者の割合(利用率)を算出し、その数値を基に計画期間内の利用率を推計し、推計人口に推計利用率を乗じて「補正算出」値を算定しました。</p>
確保方策について	<p>●私立保育所の意向調査の結果と公立保育所の過去3年間の利用実績を基に算出した利用定員の見込みの合算値を記載しています。</p>

備 考	<ul style="list-style-type: none">●実績値は、4月1日時点の公立・私立保育所入所児童数 <p>(圏域分けの考え方)</p> <ul style="list-style-type: none">●市内を6圏域(地域福祉計画に沿ったブロック割り)に分けます。 <p>※6圏域は、東部圏域, 中部圏域, 北部圏域, 神辺圏域, 西南・南部圏域, 西部圏域です。</p>
-----	--

(3) 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育）【0歳】

①全市

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	797	846	1,398	1,389	1,385	1,370	1,357

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	797	846	1,009	1,011	1,017	1,013	1,010
------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------

確保 方策	特定教育・保育施設	—	—	889	916	943	970	998
	特定地域型保育事業	—	—	12	12	12	12	12
	合計	—	—	901	928	955	982	1,010

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0歳
家庭類型	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて「保育所」「認定こども園」「家庭的な保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他の認可外保育施設」「居宅訪問型保育」のいずれかを定期的に利用したいと回答した割合</p>

<p style="text-align: center;">補正の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国の算出基準は、実績と比較してかなり高くなっていますが、これまでの入所申請・決定の状況等を勘案すると、極端な上昇は考えにくい。 ●国の算出基準では、人口に対する利用者の割合(利用率)が一定で推移するよう算定されますが、実績をみると利用率は上昇傾向を見せており、今後も同様の推移をすることが見込まれます。 ●以上のことから、国の算出基準を参考としつつ、区域ごとに、2010年度(H22年度)～2013年度(H25年度)の保育所入所児童数を基に人口に対する利用者の割合(利用率)を算出し、その数値を基に計画期間内の利用率を推計し、推計人口に推計利用率を乗じて「補正算出」値を算定しました。 ●なお、国の算出基準では、年度の入所児童数の平均により算出することになっていますが、年度末に向けた入所児童数の増加を考慮して算出しています。 ●認可外保育施設等の新制度への移行希望を考慮し、補正算出値へ意向調査により把握した利用定員の見込み値を加えています。
<p style="text-align: center;">確保方策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設の欄は、私立保育所の意向調査の結果と公立保育所の過去3年間の利用実績を基に算出した利用定員の見込みの合算値を記載しています。 ●特定地域型保育事業の欄は、意向調査の結果を記載しています。
<p style="text-align: center;">備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●実績値は、公立・私立保育所の4月1日と3月1日の入所児童数の平均値(2014年度(H26年度)の3月1日の数値は見込み値) <p>(圏域分けの考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内を6圏域(地域福祉計画に沿ったブロック割り)に分けます。

(4) 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育）【1～2歳】

①全市

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	3,787	3,774	4,650	4,690	4,646	4,623	4,591

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	3,787	3,774	3,830	3,904	3,921	3,939	3,945
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

確保 方策	特定教育・保育施設	—	—	3,689	3,723	3,757	3,791	3,827
	特定地域型保育事業	—	—	118	118	118	118	118
	合計	—	—	3,807	3,841	3,875	3,909	3,945

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	1～2歳
家庭類型	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて「保育所」「認定こども園」「家庭的な保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他の認可外保育施設」「居宅訪問型保育」のいずれかを定期的に利用したいと回答した割合</p>

<p style="text-align: center;">補正の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国の算出基準は、実績と比較してかなり高くなっていますが、これまでの入所申請・決定の状況等を勘案すると、極端な上昇は考えにくい。 ●国の算出基準では、人口に対する利用者の割合(利用率)が一定で推移するよう算定されますが、実績をみると利用率は上昇傾向を見せており、今後も同様の推移をすることが見込まれます。 ●以上のことから、国の算出基準を参考としつつ、区域ごとに、2010年度(H22年度)～2014年度(H26年度)の保育所入所児童数を基に人口に対する利用者の割合(利用率)を算出し、その数値を基に計画期間内の利用率を推計し、推計人口に推計利用率を乗じて「補正算出」値を算定しました。 ●認可外保育施設等の新制度への移行希望を考慮し、補正算出値へ意向調査により把握した利用定員の見込み値を加えています。
<p style="text-align: center;">確保方策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●特定教育・保育施設の欄は、私立保育所の意向調査の結果と公立保育所の過去3年間の利用実績を基に算出した利用定員の見込みの合算値を記載しています。 ●特定地域型保育事業の欄は、意向調査の結果を記載しています。
<p style="text-align: center;">備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●実績値は、4月1日時点の公立・私立保育所入所児童数 (圏域分けの考え方) ●市内を6圏域(地域福祉計画に沿ったブロック割り)に分けます。

地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

①全市

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	6,215	6,357	4,235	4,216	4,177	4,127	4,116

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	6,215	6,357	6,309	6,296	6,253	6,187	6,180
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

確保方策	—	—	6,309	6,296	6,253	6,187	6,180
------	---	---	-------	-------	-------	-------	-------

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて「保育所」「認定こども園」「家庭的な保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他の認可外保育施設」「居宅訪問型保育」のいずれかを定期的に利用したいと回答し、さらに「18時以降」の利用希望があった割合</p>
補正の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●国の算出基準は実績より低く算出されました。 ●これまでの実績・現状を勘案すると時間外保育事業の利用者の減少は考えにくいため、区域ごとに、2010年度(H22年度)～2014年度(H26年度)の保育所入所児童数を基に人口に対する利用者の割合(利用率)を算出し、その数値を基に計画期間内の利用率を推計し、推計人口に推計利用率を乗じて「補正算出」値を算定しました。
確保方策について	<ul style="list-style-type: none"> ●18時以降の延長保育は、在園児を対象に全施設で実施しているところであり、今後も引き続き実施していくため、ニーズに応えることは可能と考えています。
備考	(圏域分けの考え方) <ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所及び私立保育所の全施設において実施しているため、保育の圏域分け(6圏域)を適用します。

(2)-A 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）【低学年】

①全市

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	3,912	4,210	5,762	5,715	5,776	5,827	5,760

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	3,912	4,210	4,235	4,227	4,286	4,347	4,316
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

確保方策	—	—	4,235	4,227	4,286	4,347	4,316
------	---	---	-------	-------	-------	-------	-------

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	小学生低学年児童
家庭類型	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて放課後の時間を「放課後児童クラブ」で過ごさせている、または過ごさせたいと回答した割合</p>
補正の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●国の算出基準は実績より高くなっています。 ●待機児童がなく、少子化が進む中で、大幅な増はないものと判断し、実績の利用状況(2010年度(H22年度)～2014年度(H26年度)の利用率の伸び率)や推計児童数を考慮し、算出しています。
確保方策について	●学校施設を基本とした計画的な施設整備等により、ニーズ量に対応する受け入れ体制を整えます。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●実績値は、5月1日時点の児童クラブ入所児童数 <p>(圏域分けの考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小学校区を越えた利用は極めて少ないため、小学校区ごとに確保方策を検討することとし、圏域分けはしません。

(2)-B 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）【高学年】

①全市

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	43	45	1,989	1,999	1,997	2,038	2,020

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	43	45	743	758	762	791	792
------	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策	—	—	※整備計画を検討中				792
------	---	---	-----------	--	--	--	-----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	小学生高学年児童
家庭類型	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて放課後の時間を「放課後児童クラブ」で過ごさせている、または過ごさせたいと回答した割合</p>
補正の考え方	●既に高学年を受け入れている他都市の実績を参照すると、国の算出基準は実績より高くなっているため、高学年を受け入れている中核市の利用率を参考に、算出しています。
確保方策について	●学校施設を基本とした計画的な施設整備等により、ニーズ量に対応する受け入れ体制を整えます。
備考	<p>●実績値は、5月1日時点の児童クラブ入所児童数</p> <p>(圏域分けの考え方)</p> <p>●小学校区を越えた利用は極めて少ないため、小学校区ごとに確保方策を検討することとし、圏域分けはしません。</p>

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

①全市

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	40	43	79	79	79	77	77

確保方策	—	—	79	79	79	77	77
------	---	---	----	----	----	----	----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭(A～F)
量の見込みの算出方法	<p>① 利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「年間利用意向日数(日)」</p> <p>② 量の見込みの算出 「推計児童数(人)」×「利用意向」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて「ショートステイを利用した」または「子どもだけで留守番をさせた」と回答した割合 ※『利用意向日数』とは、アンケートにおいて「ショートステイを利用した」または「子どもだけで留守番をさせた」人の年間平均該当日数 ※国により示された方法に基づき、アンケートにおいて「仕方なく子どもを同行させた」、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と回答した人のうち、「非常に困難」「どちらかという困難」と回答した人を除いています。</p>
確保方策について	●受入施設の、ショートステイ事業を含めた収容人数をみると、一か月に約7人日であれば、年間の見込量は確保できると考えます。
備考	(圏域分けの考え方) ●本事業は市内全域を二つの施設で担うことができ、圏域分けはしません。

(4) 地域子育て支援拠点事業

①全市

量の見込みについて

(単位:人日/年)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	207,778	225,175	249,996	250,728	249,480	247,812	245,856

(単位:か所)

確保方策	—	—	32	33	34	35	36
------	---	---	----	----	----	----	----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭(A～F)
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「月間利用意向日数(日)」</p> <p>③ 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」×12カ月</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて「地域子育て支援拠点事業を利用している」と「地域子育て支援拠点事業を利用していないが、今後利用したい」人を合わせた割合</p> <p>※『利用意向日数』とは、アンケートにおいて「地域子育て支援拠点事業を利用している」と「地域子育て支援拠点事業を利用していないが、今後利用したい」人、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」人の月間平均利用希望日数</p>
確保方策について	<p>●実施施設を毎年度1か所、5年間で5か所整備するとともに、子育て応援センターの事業の充実を図ります。(2014年度(H26年度)は31か所)</p> <p>ただし、毎年の利用実績に基づき、増設は検討します。</p>
備考	<p>(圏域分けの考え方)</p> <p>●公立保育所及び私立保育所において実施しているため、保育の圏域分け(6圏域)を適用します。</p>

(5)-A 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）
【1号認定による利用】

①全市

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	—	—	2,933	2,896	2,817	2,776	2,775

確保方策	—	—	2,933	2,896	2,817	2,776	2,775
------	---	---	-------	-------	-------	-------	-------

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	3～5歳
家庭類型	タイプC' :フルタイム×パートタイム(下限時間未満) タイプD :専業主婦(夫) タイプE' :パートタイム×パートタイム(下限時間以上) タイプF :無業×無業
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「年間利用意向日数(日)」</p> <p>③ 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答しており、さらに「不定期の預かり事業を利用したい」と回答した割合と、「幼稚園」を利用していると回答し、「不定期の預かり事業を利用している」人の内、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」を利用している割合をかけたもの</p> <p>※『利用意向日数』とは、アンケートにおいて「不定期の預かり事業を利用したい」人の年間平均利用希望日数</p>
確保方策について	●現行、公立幼稚園、私立幼稚園(23園中22園)は在園児を対象とした一時預かりを行っており、現在実施していない私立幼稚園も新制度の「一時預かり事業」を実施したい旨の意向を伺っているため、利用を希望する見込み量は、確保できると考えます。
備考	(圏域分けの考え方) ●多くの私立幼稚園が、園バスでの送迎により、市内広範囲の園児を受け入れていることから、市内全域で確保方策を検討することとし、圏域分けはしません。

(5)-B 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）
【幼児期の学校教育の利用希望が強い児童による利用】

①全市

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	—	—	38,488	38,061	37,355	36,725	36,771

確保方策	—	—	38,488	38,061	37,355	36,725	36,771
------	---	---	--------	--------	--------	--------	--------

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	3～5歳
家庭類型	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「幼児期の学校教育の利用希望が強い児童の数」</p> <p>② 利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「週間利用意向日数(日)」×50週(1年)</p> <p>③ 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」</p> <p>※『利用意向率』は一律「1.0」とする ※『利用意向日数』とは、アンケートにおいて、2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもので母親の1週あたりの就労日数</p>
確保方策について	<p>●現行、公立幼稚園、私立幼稚園(23園中22園)は在園児を対象とした一時預かりを行っており、現在実施していない私立幼稚園も新制度の「一時預かり事業」を実施したい旨の意向を伺っているため、利用を希望する見込み量は、確保できると考えます。</p>
備考	<p>(圏域分けの考え方)</p> <p>●多くの私立幼稚園が、園バスでの送迎により、市内広範囲の園児を受け入れていることから、市内全域で確保方策を検討することとし、圏域分けはしません。</p>

(5)-C 一時預かり事業
(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

①全市

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	41,754	44,395	28,139	27,991	27,844	27,539	27,439

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	41,754	44,395	44,562	44,976	45,142	45,097	45,351
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

確保 方策	保育所による 一時預かり	—	—	43,549	43,963	44,129	44,084	44,338
	ファミリー・サポ ート・センター事 業(就学前)	—	—	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
	トワイライトス テイ事業	—	—	2	2	2	2	2
	合計	—	—	44,562	44,976	45,142	45,097	45,351

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0~5歳
家庭類型	全ての家庭(A~F)
量の見込みの 算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「年間利用意向日数(日)」</p> <p>③ 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×(「利用意向」-『幼稚園における在園時を対象とした一時預かり(1号認定による利用)』の利用意向日数-不定期の預かり事業『ベビーシッター』『その他』の利用日数)</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて、不定期の預かり事業を「利用したい」と回答した割合 ※『利用意向日数』とは、アンケートにおいて、不定期の預かり事業を「利用したい」人の年間平均利用希望日数 ※国により示された補正方法に基づき、「祖父等親族にみてもらえる」と回答した人を除いています。</p>

<p>補正の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国の算出基準は実績より低く算出されました。 ●これまでの実績・現状を勘案すると、一時預かり事業の利用希望が減少することは考えにくいいため、区域ごとに2010年度(H22年度)～2013年度(H25年度)の利用者の割合を算出し、その数値を基に計画期間内の利用率を推計し、推計人口に推計利用率を乗じて「補正算出」値を算定しました。
<p>確保方策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公私立保育所において一時保育を実施する施設は年々増加しています。さらに、ファミリー・サポート・センター事業において対応することで、十分な受け皿が確保できると考えます。 ●ファミリー・サポート・センター事業の確保方策は、2011年度(H23年度)～2013年度(H25年度)の利用実績の平均値 ※当該事業の利用には、保育所・幼稚園への送迎や習い事への送迎等が含まれています。 ●トワイライトステイ事業の確保方策は、予算計上している利用見込人数
<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●実績値は公私立保育所における一時保育の延べ利用人数 <p>(圏域分けの考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所における一時預かりについては、保育の圏域分け(6圏域)を適用します。ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業については、事業体制、実施する施設が限られているため、圏域分けはしません。

(6) 病児保育事業

①全市

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	1,430	1,228	4,539	4,516	4,474	4,421	4,405

確保方策	—	—	5,500	5,500	7,000	7,000	7,000
------	---	---	-------	-------	-------	-------	-------

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプE：パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 利用意向の算出 「病児・病後児の発生頻度」×「年間利用意向日数(日)」</p> <p>③ 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」</p> <p>※『病児・病後児の発生頻度』とは、アンケートの病気やケガの対処において、「母親が休んだ」「父親が休んだ」に回答し、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人と、「病児・病後児の保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合</p> <p>※『利用意向日数』とは、アンケートにおいて「病児・病後児保育を利用したい」「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」の年間平均利用希望日数</p> <p>※国により示された補正方法に基づき、「祖父等親族にみてもらえる」と回答した人を除いています。</p>
確保方策について	<ul style="list-style-type: none"> ●2017年度(H29年度)に1施設増を検討します。 ●4施設の合計定員は22人、開所を週5日年間50週とすると、年間受入可能人数は5,500人となります。 ●時期による感染症の増加等による変動はあるが、受け皿には余裕があると考えます。
備考	<p>(圏域分けの考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病児保育事業を実施する施設(病院等)の所在地、市域を超える利用について考慮すると、圏域分けを行い、確保方策を検討することは困難であり、圏域分けはしません。

(7)-A 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
【低学年】

①全市

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	287	415	2,900	2850	2,850	2,900	2,900

確保方策	—	—	2,900	2850	2,850	2,900	2,900
------	---	---	-------	------	-------	-------	-------

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	小学生低学年児童
家庭類型	全ての家庭(A~F)
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「週間利用意向日数(日)」×50週</p> <p>③ 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて放課後の時間を「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせている、または過ごさせたいと回答した割合</p> <p>※『利用意向日数』とは、アンケートにおいて放課後の時間を「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせている、または過ごさせたい人の1週あたりの平均利用日数</p>
確保方策について	●協力会員、依頼会員の募集等により事業実施体制の拡充を図るとともに、研修等によってスキルの向上に努めます。
備考	<p>(圏域分けの考え方)</p> <p>●協力会員により事業の提供が行われており、圏域ごとに確保方策を検討することは困難であり、圏域分けはしません。</p>

(7)-B 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【高学年】

①全市

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
国の算出基準	347	185	0	0	0	0	0

補正：実績値を考慮し算出

補正算出	—	—	306	280	257	242	222
------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策	—	—	306	280	257	242	222
------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	小学生高学年児童
家庭類型	全ての家庭(A~F)
量の見込みの算出方法	<p>① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>② 利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「週間利用意向日数(日)」×50週</p> <p>③ 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」</p> <p>※『利用意向率』とは、アンケートにおいて放課後の時間を「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせている、または過ごさせたいと回答した割合</p> <p>※『利用意向日数』とは、アンケートにおいて放課後の時間を「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせている、または過ごさせたい人の1週あたりの平均利用日数</p>
補正の考え方	●国の算出基準では見込値がゼロとなったが、高学年も利用可能な事業であるため、実績に基づき量の見込みを算定した。
確保方策について	<p>●高学年の利用希望がないとは考えられないが、事業自体が低学年、高学年を分けるものではなく、高学年の児童についても利用することは可能です。</p> <p>●協力会員、依頼会員の募集等により事業実施体制の拡充を図るとともに、研修等によってスキルの向上に努めます。</p>
備考	<p>(圏域分けの考え方)</p> <p>●協力会員により事業の提供が行われており、圏域ごとに確保方策を検討することは困難であり、圏域分けはしません。</p>

(8) 利用者支援事業

量の見込みについて

(単位:か所)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
必要数	—	—	18	18	18	18	18
確保方策	—	—	3	6	10	14	18

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	
家庭類型	
量の見込みの算出方法	●国の資料に基づき、2中学校区につき1事業を目標とする。
確保方策の内容	●市内30か所にある地域子育て支援拠点事業所の中から機能拡大を図り、事業化していきます。
備考	※現段階では、事業内容や補助内容が不明なため、国の方針が明らかになり次第、見直しを行います。 (圏域分けの考え方) ●2中学校区ごとの設置をめざすため、圏域分けはしません。

(9) 妊婦健康診査

量の見込みについて

		実績値		見込値				
		2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
必要数	対象人数(人)	4,674	4,532	4,626	4,595	4,579	4,529	4,483
	健診回数(回)	14.2	14.6	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5
	実施数(人回)	66,371	66,167	67,081	66,629	66,398	65,676	65,002
確保方策		—	—	67,081	66,629	66,398	65,676	65,002

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	—
家庭類型	全ての家庭(A～F)
量の見込みの算出方法	<p>① <u>対象人数の算出</u> 妊娠届出数＝「妊娠届出実績(平均)」×「15～49歳人口推計」</p> <p>② <u>健診回数の算出</u> 2011年度(H23年度)～2013年度(H25年度)の平均回数 ※補助券及び検査券は17枚交付</p> <p>③ <u>量の見込みの算出</u> 「対象人数」×「健診回数」</p> <p>※「妊娠届出実績(平均)」とは、2011年度(H23年度)～2013年度(H25年度)の妊娠届出実績値の平均値</p>

確保 方策 の 内容	実施場所	①妊婦健診実施産婦人科医療機関 19か所(福山市内) ②助産施設 1か所(福山市内) ※全国どこでも受診することができます。
	実施体制	
	検査項目	①医療機関 ・妊婦一般健康診査(14回) 問診及び診察, 血圧・体重測定, 尿化学検査, 保健指導, 血液検査, B群溶血性レンサ球菌検査, 超音波検査, その他医師が必要と認めた 検査 ・妊婦一般健康診査検査(1回) 血液型, 梅毒血清反応検査, B型肝炎抗原検査, C型肝炎抗体検査, 貧血検査, 血糖検査, 風疹ウイルス抗体検査, HIV 抗体検査, HTLV-1 抗体検査, その他医師が必要と認めた検査 ・子宮頸がん検診(1回) ・クラミジア検査(1回) ②助産施設 ・助産施設一般健康診査(妊婦一般健康診査補助券と差し替える) 問診及び診察, 血圧・体重測定, 尿化学検査, 保健指導
	実施時期	通年
備考	(圏域分けの考え方) ●全ての妊娠届出者が対象であり, 全国どこでも受診が可能であること から, 圏域分けはしません。	

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
必要数	3,953	4,156	4,271	4,244	4,231	4,186	4,145
確保方策	—	—	4,271	4,244	4,231	4,186	4,145

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	—
家庭類型	全ての家庭(A~F)
量の見込みの算出方法	① 必要数の算出 0歳児の人口推計
確保方策の内容	実施体制 ①保健師49人(内訳:健康推進課24人,松永4人,北部7人,東部8人,神辺4人,沼隈2人) ②育児家庭訪問員(保健師,助産師,看護師の有資格者)8人 ③キラキラサポーター(福山市子育て支援ボランティア)162人
	実施主体 福山市
	委託団体等 委託団体:福山市子育て支援ボランティアの会 業務委託:育児家庭訪問員
備考	(圏域分けの考え方) ●生後4か月までの全ての乳児家庭を対象として訪問する事業であるため,圏域分けはしません。

(11) 養育支援訪問事業

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	2012 (H24)	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
必要数	87	98	91	90	89	88	86

確保方策	—	—	91	90	89	88	86
------	---	---	----	----	----	----	----

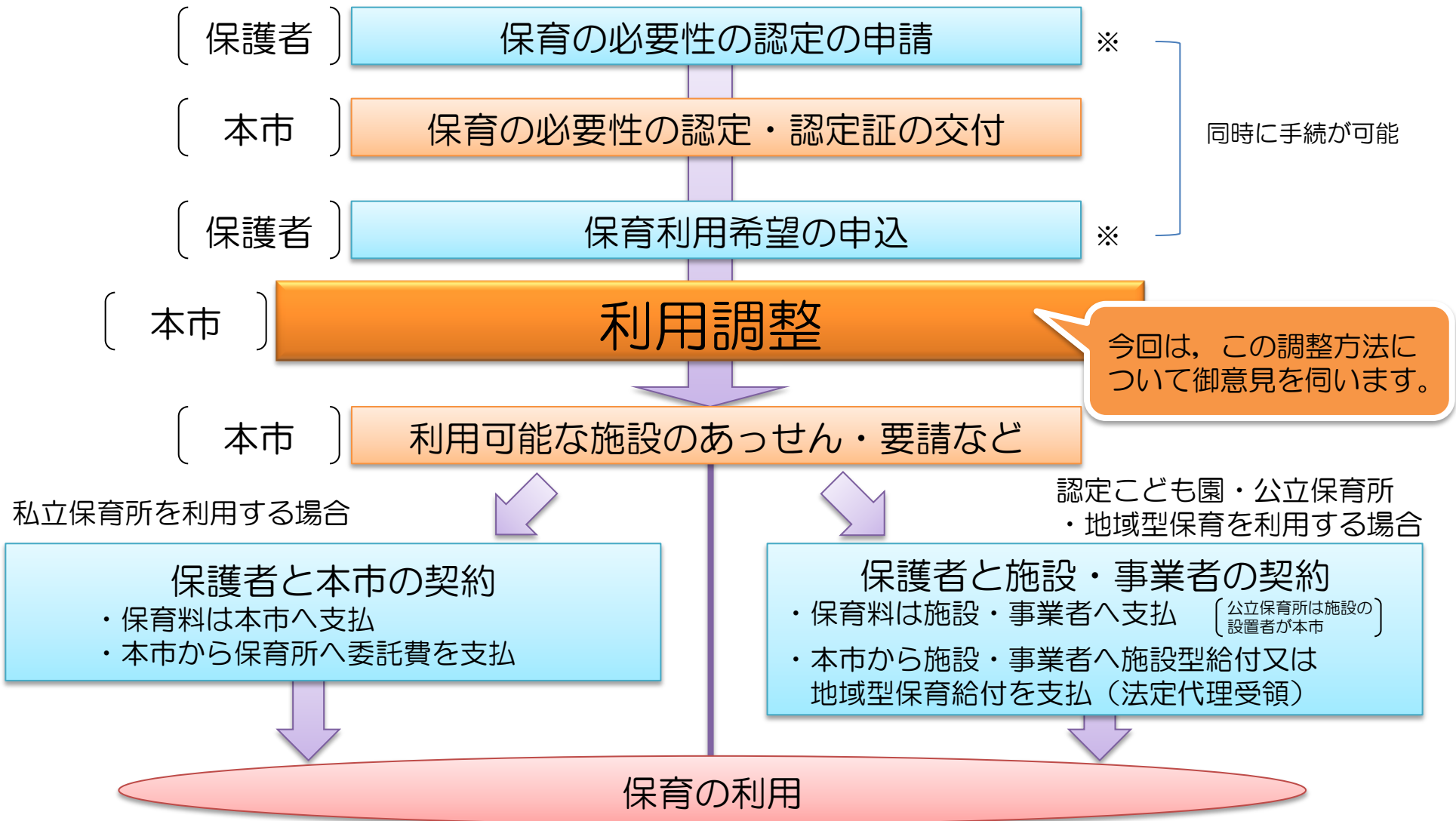
【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	—
家庭類型	—
量の見込みの算出方法	<p>① 必要数の算出</p> <p>「利用実績率」×「対象年齢児童数」</p> <p>※「利用実績率」とは、2012年度(H24年度)、2013年度(H25年度)の0～5歳児人口に占める実施実績値の占める割合の平均値</p> <p>※「対象年齢児童数」とは、0～5歳児の人口推計値</p>
確保方策の内容	<p>①保健師49人(内訳:健康推進課24人,松永4人,北部7人,東部8人,神辺4人,沼隈2人)</p> <p>②育児支援家庭訪問指導員(非常勤嘱託職員)3人</p>
備考	<p>(圏域分けの考え方)</p> <p>●養育支援が必要とされた家庭に対し保健師等が訪問する事業であるため、圏域分けはしません。</p>

2号・3号認定子どもに係る利用調整方法について

新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）と利用手続

○保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、本市が調整を行います。



〔保護者〕

保育の必要性の認定の申請 ※

※

〔本市〕

保育の必要性の認定・認定証の交付

同時に手続が可能

〔保護者〕

保育利用希望の申込 ※

※

〔本市〕

利用調整

今回は、この調整方法について御意見を伺います。

〔本市〕

利用可能な施設のあるせん・要請など

私立保育所を利用する場合



保護者と本市の契約

- ・ 保育料は本市へ支払
- ・ 本市から保育所へ委託費を支払

認定こども園・公立保育所
・ 地域型保育を利用する場合



保護者と施設・事業者の契約

- ・ 保育料は施設・事業者へ支払 〔公立保育所は施設の設置者が本市〕
- ・ 本市から施設・事業者へ施設型給付又は地域型保育給付を支払（法定代理受領）

保育の利用

利用調整のパターン

○まず、利用調整については、保育の必要性の認定を行った上で、利用調整の前提となる保護者の希望先を聴取し、全ての施設・事業類型を通じて利用調整を行うこととなります。

○次の2パターンが国から示されており、本市における利用調整方法を選択する必要があります。

パターン1：全ての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法

（従来から想定されている標準的な利用調整方法）

⇒この場合、例えば、保育所Aを第1希望として、認定こども園Bを第2希望とする保護者①の方が、認定こども園Bを第1希望とする保護者②よりも保育の必要度が高い場合は、保護者①が優先的に選考されます。⇒保育必要度を優先

パターン2：直接契約である認定こども園及び地域型保育事業において、それぞれ第1希望の保護者の中で利用調整を行い、保育の必要度が高い順に決定する方法

⇒この場合、例えば、保育所Aを第1希望として認定こども園Bを第2希望とする保護者①の方が、認定こども園Bを第1希望とする保護者②よりも保育の必要度が高い場合であっても、保護者②が優先的に選考されます。⇒直接契約施設にあっては保護者希望を優先

利用調整のパターン及び検討

○利用調整方法の選択は、地方自治体の待機児童等の状況により制限があります。

なぜなら、保育の必要度に応じた利用を保障するという観点から、パターン1を標準とするべきであるからです。

○その中で、パターン2を選択することができる最低条件として、次のように国から示されています。

最低条件：待機児童が50人未満であり、翌年4月時点において待機児童0人又は維持できる見込みがある市町村

○以上から、本市においては、パターン2を選択することができることとなります。

○利用調整パターンごとのメリット・デメリット

調整方法	概要	メリット	デメリット
パターン1	全ての施設・事業類型を通じて、利用調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・真に保育の必要度の高い者から優先的に入所できる。 ・統一した基準により全ての施設・事業類型を通じた利用調整が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1希望の施設・事業を必ずしも利用できない。
パターン2	直接契約施設である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第1希望の申込みの中から決定を行い、その後保育所を含めた利用調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の希望が優先される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接契約施設の選考状況が確定しないと、その後の利用調整ができない。

利用調整方法の対応方針

○現在、本市においては、保育の必要性について、統一した基準（入所選考基準）により総合的に審査し、その指数の高い順から入所決定を行っています。

○パターン2を選択した場合は、入所決定時期が遅延する可能性があることや、年度により利用調整方法をパターン1に変更せざるを得ないことが想定されます。

○保育の必要度に応じた利用を保障するという観点から、国においても、パターン1が標準と考えられています。



全ての施設において、公平で迅速な利用調整を行うため、パターン1の利用調整方法を選択する。